

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、令和3年1月13日に、南丹市美山町安掛下8美山診療所労働組合執行委員長早川奈保美から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和3年1月18日

京都府知事 西脇 隆俊

1 事件

美山診療所労働組合が主張する次の事項について  
美山診療所の現状の機能の維持、すべての職員の雇用継続

2 日時

令和3年1月25日（月）以降、問題解決に至るまでの期間

3 場所

医療法人財団美山健康会美山診療所 南丹市美山町安掛下8

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く、すべての組合員によるストライキ、又はその他すべての争議行為